

## 「地域における日本語教育の体制整備に向けて：海外の事例から学ぶ」

国立国語研究所日本語教育基盤情報センター

金田 智子

- \* 現在、国立国語研究所では、定住型外国人に対する日本語教育の内容や教材等を検討するための学習項目一覧を開発するべく、調査研究を進めている。その一環として実施している、海外における移民等に対する自国語教育に関する調査によって得られた成果を報告する。今回は、オランダとアメリカの2か国を取り上げる。

### 1. オランダ

#### 1. 「統合手続」の義務化（2007年1月1日施行の「市民統合法」による）

##### (1) 「市民統合テスト」と「市民統合プログラム」

- 統合（定着）したとみなされるには、市民統合テストの合格が求められる。テスト受験前に、統合プログラムを受講し、オランダ語学習とオランダ社会に関する知識についての学習が可能。
- 「市民統合テスト」の合格は、永住権取得申請の要件ともなる。
- 海外での仮居住許可テスト合格者は、入国後3年半以内に合格の必要。その他は、5年以内。
- 期限内に合格しなかった場合、自治体から罰則。ある程度の期間、居住許可が下りない。

##### (2) 統合手続が義務付けられない人々

- ・16歳以下、65歳以上の者
- ・学齢期にオランダに8年以上住んでいた者
- ・ある種の修了証など、オランダの教育機関の修学証明書を持つ者
- ・EUやヨーロッパ経済地域、スイスの国民

\*心理的・身体的な理由等により、統合手続を免除される場合もある（自治体の承認が必要）

#### 2. 市民統合プログラムについて

- 1998年～2006年末に入国した新移民に義務化。旧移民には奨励。  
2007年以降の入国者にとっては、プログラム受講は義務ではない。
- 対象・内容：
  - a.旧移民（1998年以前から居住）：オランダ語能力の低い者にオランダ語に関する再教育
  - b.新移民（EU諸国、一部先進国からの移民を除く）：オランダ語コースと社会統合コース
- 実施主体：移民統合大臣、法務省、社会問題雇用省、教育文化科学省、地方自治体。
- プログラム運営：自治体所属の支援機関・各種NGO・民間団体
- 言語コース：監修は教育文化科学省、就労・所得センターが監督・調整、同センターから委託を受けた地域教育センターが実施。
- 教育担当者：資格を有する教師。（「コーチ」が、教育内容の実施状況についてモニター。）
- 新移民対象プログラムの場合、居住登録と同時に就労・所得センターに登録され、コースが開始される。1年後に評価を受け、成績によって再履修。

### 3. 市民統合テストの内容

- 「オランダ語」と「オランダ社会に関する知識」の二本柱
  - ・それぞれの内容は、「オランダ語の達成目標」「オランダ社会に関する知識の達成目標」に基づいており、「達成目標」は「不可欠な生活場面」を基礎とする。

### 4. 「オランダ語の達成目標」「オランダ社会に関する知識の達成目標」の開発過程

#### ○法務省が委員会結成

目的：1) 統合に必要な言語レベルの設定

2) 試験内容の選定 ☆既定3領域：市民生活、就労、子育て

構成：3領域における様々なグループの代表。各領域30～40名。

例)「仕事」領域：雇用者、雇用主、管理職、職業安定所職員（トルコ人職員も）、雇用者団体、雇用主団体、「市民生活」：各種公的機関

役割：3領域のどんな場面で移民はコミュニケーションが必要なのかを議論

- CITO（国立教育測定研究所）、Bureau ICE（異文化評価部局）、ITTA（外国人言語教育・言語研究協会）が作業部会を結成し、言語使用場面や使用実態等に関する各種調査結果を踏まえ、委員会が示した「不可欠な生活場面」における言語行動等を記述した（資料1）。別の部会は、統合に必要な言語レベルをCEFR（ヨーロッパ共通言語教育参照枠）のいずれにするかを検討・決定。

### 5. 統合手続の流れとサポート体制

[大まかな流れ：新たな移民の場合] \*州、自治体によって、担当機関は異なる

- ①市役所での住民登録
- ②地域教育センターやNGO団体等に自動的に情報が行き、そこが、テスト受験の要不要などを判定するとともに、学習相談機関や学校などを紹介
- ③オランダ語学習・オランダ社会に関する学習：ROC（地域教育センター、各自治体に存在）等
- ④市民統合テストの受験

### 6. 経費ほか

○市民統合テスト受験：240ユーロ。合格後、650ユーロの報奨金を受けられる場合あり。

○市民統合プログラム受講：教材費程度

☆経済的援助：IB-Group（大学情報管理局<テスト実施機関>）が受講料・受験料を貸与。地方自治体が、審査の上、社会保障受給者、無収入の者、宗教関係者等に「統合補助金」として受講料・受験料（1回分）を支給する場合もある。

○プログラム運営：アマースフォート市の例（2004年）

旧移民1人あたり、6000ユーロ/年（自己負担150ユーロ）、新移民7000ユーロ/年

（労働政策研究・研修機構 2006）

### 7. 市民統合テストの結果分析

TNO（オランダ応用科学研究所）による結果分析、RCEC（試験資格研究所）による再分析により、テストの内容と合格レベルの審査が重ねられ、その結果が公表されている。

## II. アメリカ

### 1. 成人 ESL プログラムの提供 (1964 年の「経済機会法」、1966 年の「成人教育法」による)

○州政府の管轄する成人教育の一つとして位置づけられている。

○一定の英語能力とアメリカ社会に関する知識を有することは、市民権申請時の要件の一つとなっているが、申請時に課される英語の運用能力のテストは簡単である。また、居住するためだけであれば、英語能力等を求められることはない。

### 2. 成人 ESL プログラムの概要

#### (1) 学習者

年齢：16 才（高校に通っていない者）以上

身分：永住権保有者，市民権保有者，移民，難民，亡命者，不法移民（学歴も多様）

#### (2) プログラム提供者

○州政府による運営（連邦政府の補助金）

・コミュニティーカレッジ，アダルトスクール 等

○民間団体による運営（連邦政府の補助金あるいは独自資金）

・NGO, NPO 団体（全国規模の識字普及団体が各地に支部設置），民間語学学校，図書館，博物館，教会 等

(3) 教育担当者：以前は資格を持たない教師も少なくなかったが，現在は，質の向上のための研修等が盛んである。

#### (4) 指導形態など：

○プログラムの履修開始と終了の時期を自由に決められる。

○1 対 1，少人数クラス，多人数クラス，遠隔教育など多様。

### 3. 教育内容

・生活のための英語：病院に行く，買物をする等，日常生活を送る上で必要なトピックや機能を通して，英語を学ぶ。

・家族のための識字：子供を持つ親とその子供のための英語と識字のプログラム。子育てに関する内容と子供の教育に関する情報も扱うことが多い。児童生徒向けのプログラムと連携した，低所得者対象の **Even Start** という特別なプログラムもある。

・識字と市民教育：英語とアメリカ市民としての義務と権利を学ぶプログラム。市民権テストの準備教育が実施されることも多い。 等

### 4. 教育内容の開発過程

連邦教育省は，教育を管轄する州政府による教育内容の基準化（教育内容スタンダードの開発）を推し進めている。州による教育スタンダードは，成人基礎教育を専門とする民間団体や研究機関による，様々な支援のもとで開発される。以下，例を挙げる。

・成人教育の専門団体 **Equipped for the Future (EFF)** 及び **Comprehensive Adult Student Assessment System (CASAS)**：大規模調査をもとに，独自に教育内容スタンダードを作成し，州政府に対して技術的なサポートや研修を提供している。

・研究機関 **American Institute for Research (AIR)**：連邦教育省のプロジェクトとして，**AIR** は

ウェブサイト The Adult Education Content Standards Warehouse Web site を運営している。このサイトは、国内外のスタンダードやスタンダード作成のための様々な情報（スタンダードの構成要素案、第二言語習得研究成果等）を提供している。このほかにも、AIR は全米各地で教育関係者に対するセミナーを行い、スタンダードの理解普及活動を行うと同時に、教育成果（学習者の到達度と就労）を管理するための評価システム National Reporting System (NRS) の開発も担当した。専門団体や州のスタンダードのレベル設定は、NRS の尺度に準じている。

これらの機関が作成した教育内容は、①学習者、教師、福祉関係者、企業関係者等を対象とした大規模調査、②成人 ESL 教育に関する蓄積、③第二言語習得や K-12 に対する教育に関する研究の知見をもとに、研究者をはじめとする専門家によって作成されている。

## 5. 学習機会を得るための手段

- 図書館：ESL 教室についての情報提供
- Call 211：211 番に電話をかけると、近隣の ESL プログラムをはじめ、社会サービスに関する情報が得られる。
- 移民局発行の *Welcome to the United States: A Guide for New Immigrants*: 14 か国語版があり、ウェブ上でも入手可能。ESL プログラムについては、機関やプログラムの情報が掲載されている。上記の Call 211 も紹介されている。
- 識字ディレクトリ：国立識字研究所が運営する識字データベース。自分の目的と住所を入力すると、自分にあった近隣の ESL プログラムを見つけることができる。
- アダルトスクールやコミュニティーカレッジでは、移民向け ESL プログラムの説明を数か国語で作成し、公開している。等

## 6. 経費ほか

- 受講者：移民向けクラスの学費は無料あるいは低額。（例. シアトルのエドモントコミュニティーカレッジの場合、移民向けの成人基礎 ESL クラスは、1 学期<10-12 週>あたり 25 ドル。）
- 提供側：クラス授業の 1 時間で、1 人あたり 10 ドルの経費がかかり、1 レベル上がるためには、1 人あたり 1100 ドルの経費が必要であるとされている。

### 【参考文献】（一部）

日本語教育基盤情報センター学習項目グループ編（2008）『国立国語研究所内部報告書平成 19 年度成果普及セミナー「生活者にとって必要な『ことば』を考える』』

([http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo\\_syllabus/seika/](http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/seika/))

労働政策研究・研修機構編（2006）『労働政策研究報告書 No.59 欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合—独・仏・英・伊・蘭 5 カ国比較調査—』労働政策研究・研修機構。

Bureau ICE・Cito・ITTA (2006) *Eindtermen Nederlandse taal*.

Bureau ICE・Cito (2006) *Eindtermen kennis van de Nederlandse samenleving*.

CASAS (2006) *Aligning CASAS competencies and assessments to basic skill content standards*.

The American Institute for Research (2005) *Guide for Establishing State Adult Education Content Standards*.

\*ほかに、アメリカ及びオランダで関係者から得た情報、ウェブサイト（移民帰化管理局、等）からの情報が元となっている。

\*尚、本資料のアメリカに関する情報は、同僚の福永由佳の協力を得た。

**[資料 1: 必要不可欠な生活場面「歯科医」において求められる行動例]**

<p><b>テーマ：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○適切な食事</li><li>○新しい予約を入れる</li><li>○歯磨き</li><li>○甘いものを賢く食べる</li><li>○子供の歯のケア</li></ul>
<p><b>全般的目標：</b></p> <p>受験者は歯の手入れについて歯科医とあらたまった会話をすることができる。</p>
<p><b>不可欠な行動</b></p> <p>CH1：歯医者に行く準備をする</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は歯科医からの呼出状を読むことができる。</li><li>2. 受験者は予約カードを読むことができる。</li><li>3. 受験者は待合室の掲示板にある簡単な情報を読むことができる。</li><li>4. 受験者は歯の手入れに関する（視覚的素材を含む）パンフレットを読み、理解することができる。</li><li>5. 受験者は歯磨きに関する指示書を読み、理解することができる。</li><li>6. 受験者は予約を入れるために歯医者者の電話番号を調べることができる。</li><li>7. 受験者は新規の予約を入れることができる。</li></ol></li><li>○場所：自宅，歯科医の待合室</li><li>○ロールプレイ参加者：受験者，歯科助手及び歯科医</li><li>○技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>・二次技能：指方向的に読む；情報を得るために読む；指示を読む</li></ul></li><li>○技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>・二次技能：情報交換をする</li><li>・言語活動：情報を求める・提供する，質問をする</li></ul></li></ul> <p>CH2：歯医者と話をする</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は歯の手入れについての会話をすることができる。</li><li>2. 受験者は健康な歯の重要性について会話をすることができる。</li></ol></li><li>○場所：歯科医の診察室</li><li>○ロールプレイ参加者：受験者，歯科助手及び歯科医</li><li>○技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>・二次技能：情報交換をする</li><li>・言語活動：情報を求める，情報を与える，質問をする</li></ul></li></ul>

(Bureau ICE・Cito・ITTA, 2006)